

令和7年度定期監査等の結果に基づく措置内容

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
子ども健康部	甚目寺西児童館	契約書や請書の作成にあたっては、受注者の履行範囲を明確にし、発注者が適正な検査を実施できるよう仕様書を添付すべきところ、添付されていない事例があった。	ご指摘をいただいた請書への仕様書の未添付については、速やかに対応し、現在は完備された状態となっております。今後は請書提出時に必ずチェックするように努めてまいります。	R8. 4. 14
子ども健康部	甚目寺西児童館	不用決定をすることなく備品を廃棄している事例がありました。財産管理規則に基づく備品の管理に努めてください。	ご指摘をいただいた不用決定調書については、速やかに対応しております。今後は、備品廃棄時に、併せて不用決定調書の作成を行うよう徹底してまいります。	R8. 4. 14
子ども健康部	甚目寺中央児童館	備品台帳に登録されていない事例があった。	備品台帳を再度確認し、登録漏れのないよう対応しました。今後は、備品納入時に、併せて備品台帳への登録を行うよう徹底してまいります。	R8. 4. 14
子ども健康部	健康推進課	財産管理規則第30条第1項に基づく、不用決定の手続きを経ず廃棄されている事例があった。	掃除機、及び携帯型拡大読取器について、不用決定調書を作成せず廃棄をしていたため、不用決定調書を作成した。また、不用備品の手続きの運用について課内で周知徹底を行ったうえで、令和7年度末の備品棚卸を実施した。	R8. 5. 13
子ども健康部	健康推進課	廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままになっている事例があった。	掃除機、携帯型拡大読取器について備品台帳に不用登録せず廃棄をしていたため、廃棄登録を行った。また、今後そのようなことがないように課内に周知徹底を行ったうえで、令和7年度末の備品棚卸を実施した。	R8. 5. 13
建設産業部	土木課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項では、同法の対象となる解体工事においては、解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない旨が規定されているところ、それらの書面が契約書に添付されていない事例があった。	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に基づき、解体工事に係る契約においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他必要事項を記載した書面を作成し、署名又は記名押印の上、相互に交付する必要があることについて、改めて法令根拠を整理した。</p> <p>本件については、当該書面の作成、記名押印及び相互交付は適切に行われていたものの、契約書への添付を失念していたことが判明した。このため、契約関係書類の確認体制を見直し、建設リサイクル法第13条関係書面の有無については、契約締結時に契約書への添付まで含めて必ず確認することとした。</p> <p>さらに、課内において同法の適用対象となる工事の再確認を行い、対象工事においては当該書面の作成及び交付に加え、契約書への適切な添付が必要である旨を周知徹底した。</p> <p>今後は、契約事務に関する定期的な注意喚起を実施するとともに、建設リサイクル法をはじめとする関係法令の遵守について一層の徹底を図り、同様の不備の再発防止に努めることとする。あわせて、契約締結時における確認体制として、担当者による一次確認に加え、係長及び課長補佐による確認を行う体制を構築し、二重三重のチェックを実施することで、書類不備の未然防止に万全を期すものとする。</p>	R8. 3. 25

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
建設産業部	農政課	文書取扱規程第29条第2項では、文書はファイル基準表に基づき整理し、必要なときに直ちに取り出せるように保管し、又は保存しなければならない旨が規定されているところ、監査委員が提出を求めた書類の一部が監査委員質疑当日まで所在不明となっていた事例があった。	文書保存の際に、確認不足によりキャビネット保管ではなく、異なる年度の保存箱へ保存していたことが原因であり、現在は再発防止策として保存の際にダブルチェックの体制を徹底しております。	R8. 4. 17
建設産業部	農政課	工事等請負業者指名審査会要綱第2条第1項第3号では、同審査会は、法令第167条の2第1項各号（同項第1号及び第5号を除く。）に基づく随意契約の見積徴収業者の選定について審査する旨が定められているところ、1者随意契約を予定する事業において、契約の分割により各予定金額を低く設定し、審査対象外である同項第1号を適用することで、契約方法の妥当性について同審査会に諮ることなく契約を締結している事例があった。また、業務を細分化したことで、事務作業の重複を招いており、経済性及び効率性の観点からも不適切な事務執行であった。	当該業務は、株式会社フジヤマの独自開発システムを令和6年度から初めて導入したものであり、運用面や仕様面において不確定要素が多かったことを踏まえ、相手方との協議により、業務の細分化が可能であること、またその場合においても契約金額の増額が生じないことを事前に確認したうえで、段階的に実施しました。 今後につきましては、こうした初期導入時の課題を踏まえ、運用面や仕様面を導入前から事前に業者と打合せを行い、確立した上で予算計上し執行してまいります。	R8. 4. 17
建設産業部	商工観光課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項では、同法の対象となる解体工事においては、解体工事に要する費用等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない旨が規定されているところ、それらの書面が契約書に添付されていない事例があった。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に基づき、解体工事に係る契約においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他事項を記載した書面を作成し、署名又は記名押印の上、相互に交付する必要があることについて、改めて法令根拠を整理した。 本件については、当該書面の作成、記名押印及び相互交付は適切に行われていたものの、契約書への添付を失念していたことが判明した。このため、契約関係書類の確認体制を見直し、建設リサイクル法第13条関係書類の有無については、契約締結時に契約書への添付まで含めて確認することとした。 さらに、課内において、同法の適用対象となる工事の再確認を行い、対象工事においては当該書面の作成及び交付に加え、契約書への適切な添付が必要である旨を周知徹底した。 今後は、契約事務に関する定期的な注意喚起を実施するとともに、建設リサイクル法をはじめとする関係法令の遵守について一層の徹底を図り、同様の不備の再発防止に努めることとする。あわせて、契約締結時における確認体制として、担当者による一次確認に加え、係長及び課長補佐による確認を行う体制を構築し、二重三重のチェックを実施することで、書類不備の未然防止に万全を期すものとする。	R8. 4. 14
建設産業部	商工観光課	備品台帳に登録されていない事例があった。	このたび備品台帳への登録を怠っていた展示ケース4台につきましては、既に備品台帳への登録を完了するとともに、財産管理規則第24条の規定に基づき、必要事項を記載した標示票の貼付も実施しております。 今後につきましては、「あま市財産管理規則」をはじめとする関係法令等を改めて課内で周知徹底し、物品供用職員の責任のもと、備品の適正な管理を徹底してまいります。また、同規則第25条に基づく定期的な点検を確実に実施し、備品台帳との照合を徹底することで、再発防止に努めてまいります。	R8. 4. 14

所属名		指摘事項	措置の内容	措置通知 年 月 日
教育部	教育総務課	備品台帳に登録されていない事例があった。	指摘を受けたiPadについて、監査を受けた当時は、備品台帳への登録漏れと思われたが、その後の詳細調査の結果、管理場所が小中学校で登録されていることが判明した。判明した後速やかに管理場所を教育総務課と変更し、その手続きは既に完了している。	R8. 3. 31
教育部	学校教育課	学校へ管理を移したものの、備品台帳にその旨が記載されていない事例があった。	指摘を受けた洗濯機について、物品を所有しなくなったこと及び管理を移した先の学校名と日付を備品台帳に令和8年3月31日までに記載した。	R8. 4. 10
教育部	甚目寺東小学校	備品台帳に登録されていない事例があった。	指摘を受けた教師用片袖机について、備品台帳に登録されていなかったことは、事務上のミスで登録作業漏れであったため、速やかに備品台帳に登録し、その手続きは既に完了している。	R8. 3. 31
社会福祉協議会 (財政援助団体)		随意契約を締結できる場合は、社会福祉協議会経理規程第77条において限定的に定められており、その適用にあたっては、決裁権者等が厳格に審査すべきであり、その場合であっても、可能な限り複数の業者から見積徴取し価格競争させることが望ましいところ、同条第1項第1号及び第4項に基づき3者以上から見積徴取すべき業務について、合理的理由なく1者随意契約を締結した事例があった。	今後は内容の如何に関わらず経理規程を遵守することに努めます。	R8. 4. 10